

平成25年度 全事務事業の自己点検

組織番号 3701

組織名 秋葉区農業委員会事務局

平成25年度組織の事業に係る経費総額【事業費(予算)+概算人件費】(千円)	総額 A+B	事業費A	概算人件費B		
	55,516	19,516	36,000	4.0	2.0

※課長等の組織管理に係る経費は除く

番号	事務事業名	事務事業等の概要	事業区分					事業費 (千円)	概算人件費 (千円)			実施状況 備考	自己点検(今後の方向性)		担当
									職員数(人)	正職	非常勤		臨時	(5年後)	
3701001	農業委員による農業委員会活動	農業委員は、法令に基づく農地行政業務及び農業者の利益を代表する公的機関の委員として地域農業の振興活動などの業務を行っている。月例総会など会議への出席のほか、農地違反転用や遊休農地解消のための指導、農地パトロールによる農地の状況把握、農業者年金の加入推進、農地の利用集積等農業者からの様々な相談への対応などを日常的に行っている。また、地区別懇談会の開催等独自事業を実施するほか、各種団体の催す会議、研修会、視察等に参加している。	06	09	12	14	17	13,806	2,020	0.2	0.2	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務・農政振興業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701002	庶務業務	事務局の庶務業務【予算・決算、人事管理(農業委員含む)、関連団体関係事務等】	02					2,202	4,170	0.5	0.1	1直営	6市(現行通り)	市全体の方向性による	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701003	定例総会等開催関係業務	毎月末に開催する定例総会、年度末に開催する定期総会の開催のための所定の事務手続き、議案作成、委員への議案・資料送付、総会開催、議事録作成などを行う。	01	03	08				660		0.3	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701004	農業委員会の適正な事務実施に係る業務	毎年度1~2月に農業委員会活動を点検・評価し次年度活動計画の検討を行い、3月末までに活動計画案を取りまとめ、5月末までに農業者等の市民意見募集を行い、意見結果を踏まえ、当該年度の活動計画を策定・公表する。	01	02	06				220		0.1	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務・農政振興業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701005	農政振興部会業務	農政振興諸問題について、必要の都度開催する(年数回の不定期開催)。主に農政振興対策、点検・評価及び活動計画、農業経営改善計画認定に伴う農業委員会の意見、農地の実勢賃借料の情報提供、その他農政振興に関する事項を審議する。	01	05	06				1,010	0.1	0.1	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による農政振興業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701006	農業経営基盤強化促進事業に関する業務	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等(貸借・売買・交換)の受付、取りまとめ、嘱託登記等を行う。	07	11	12				3,950	0.5		1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701007	農業者年金基金業務	農業者年金の加入推進業務と年金の給付関係業務(死亡申請、請求申請、変更申請等)を実施し、年金受給者等へのサービス向上を図る。(市から事務委任事項により農業者年金基金から委託を受けた業務の執行を行っている。)	06	07	08	12		823	2,370	0.3		1直営	6市(現行通り)	農業者年金基金法業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701008	農業委員の選挙人の認定に関する業務及び農業委員選挙事務	農業委員会の選挙人名簿について、市町村の選挙管理委員会が有権者の申請に基づいて、毎年1月1日現在の事実により選挙資格を農業委員会が審査して選挙管理委員会に送付する。また、農業委員会等に関する法律に基づき、委員任期更新時に選挙事務を行う。	08						1,010	0.1	0.1	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701009	情報提供に関する業務	農業委員会だよりの発行、全国農業新聞事務の普及推進、地域農業をめぐる情勢など国内外の情報について農業者へ情報提供を行う。	06					500	1,010	0.1	0.1	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による農政振興業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5525
3701010	農政協力員に関する事務	地域農業者への農政農業情報の周知及び啓発宣伝や書類の配付回収を行う農政協力員の委嘱等を行う。	08	10				1,259	220		0.1	1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務・農政振興業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農政振興係 0250-25-5520

平成25年度 全事務事業の自己点検

組織番号 3701

組織名 秋葉区農業委員会事務局

平成25年度組織の事業に係る経費総額【事業費(予算)+概算人件費】(千円)

総額 A+B	事業費A	概算人件費B			
55,516	19,516	36,000	4.0	2.0	0.0

※課長等の組織管理に係る経費は除く

番号	事務事業名	事務事業等の概要	事業区分					事業費 (千円)	概算人件費			実施状況 備考	自己点検(今後の方向性)		担当
									職員数(人)	正職	非常勤		臨時	(5年後)	
3701011	農地部会業務	農地法に係わる許可申請人と農業委員が面談し、その申請が適法であるか審査し、許可条件等の指導を行う。また、違反転用者呼び出し是正指導を行ったり、農地パトロールを行い、違反転用の早期発見・指導等を行う。	01	05	06	09	12	2,020	0.2	0.2		1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701012	農地等の権利移転の許可業務	農地を農地として利用する権利の移転・設定を行う場合には、農地法の許可が必要である。その許可基準を満たしているかの審査を行い、総会の議決を得て、許可を行う業務	07	09	12			3,160	0.4			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701013	農地の転用及び農地等の転用のための権利移転の許可業務	市街化調整区域内の農地転用許可申請の受付・現地調査・総会議案の作成・総会での提案・許可書の作成・交付業務	07	09	12			3,160	0.4			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701014	農地の競売等にかかる買受適格証明業務	農地の競売等に係る入札には、農地を所有できる適格者でないと競売等に参加できない。その適格性を法に基づき判断し、その証明を行う業務	07	09	12			790	0.1			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701015	農地の納税猶予適格者証明業務	農地の相続税等の納税猶予申請者が、適格者であるかの審査と、その証明業務	07	09	12			790	0.1			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701016	農地の転用及び農地等の転用のための権利移転の届出業務	市街化区域内の農地転用の届出書受理及び受理通知書の交付業務	07	09	12			2,370	0.3			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701017	国有農地の管理等に関する業務	管内にある国有農地の利用状況の報告(年4回)と、管理業務	09	11				326	1,230	0.1	0.2	1直営	6市(現 行通り)	法令業務を 適正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701018	農地に関する証明書発行業務	地目変更登記に必要な証明書や納税猶予を継続するための証明書の発行(現地確認が必要な業務もある。)	07					790	0.1			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701019	農地に関する調査、照会に対する回答業務	地目変更のため法務局からの照会には、現地確認が義務付けられている。裁判所・税務署等からは、競売を行うため、農地であるかの照会に対する回答業務	05					790	0.1			1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520
3701020	農地法違反対応業務	農地パトロール・市民通報等により、違反転用が発見された場合、現場の確認・地元委員への指導依頼を行い、原状回復を図る。長期に渡る違反者には適宜呼出し、是正指導している。また、現地での委員による指導を行っている。	07	09				2,240	0.2	0.3		1直営	6市(現 行通り)	農業委員会 法による法 令業務を適 正に実施	秋葉区農業 委員会事務 局農地係 0250-25-5520

平成25年度 全事務事業の自己点検

組織番号 **3701**

組織名 **秋葉区農業委員会事務局**

平成25年度組織の事業に係る経費総額【事業費(予算)+概算人件費】(千円)

総額 A+B	事業費A	概算人件費B			
55,516	19,516	36,000	4.0	2.0	0.0

※課長等の組織管理に係る経費は除く

番号	事務事業名	事務事業等の概要	事業区分				事業費 (千円)	概算人件費 (千円)	職員数(人)			実施状況 備考	自己点検(今後の方向性)		担当
									正職	非常勤	臨時		(5年後)	説明	
3701021	農地に対する意見照会に対する回答業務	農振除外・土地区画整理組合設立の際、農地転用を伴うことから農業委員会の意見を求められ、回答をする業務	01	05				790	0.1			1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農地係 0250-25-5520
3701022	優良農地確保(遊休農地対策)に関する業務	管内の遊休農地の調査と把握及び農地を有効活用するための指導等の実施(耕作放棄地解消)	05	09			600	1,230	0.1	0.2		1直営	6市(現行通り)	農業委員会法による法令業務を適正に実施	秋葉区農業委員会事務局農地係 0250-25-5520